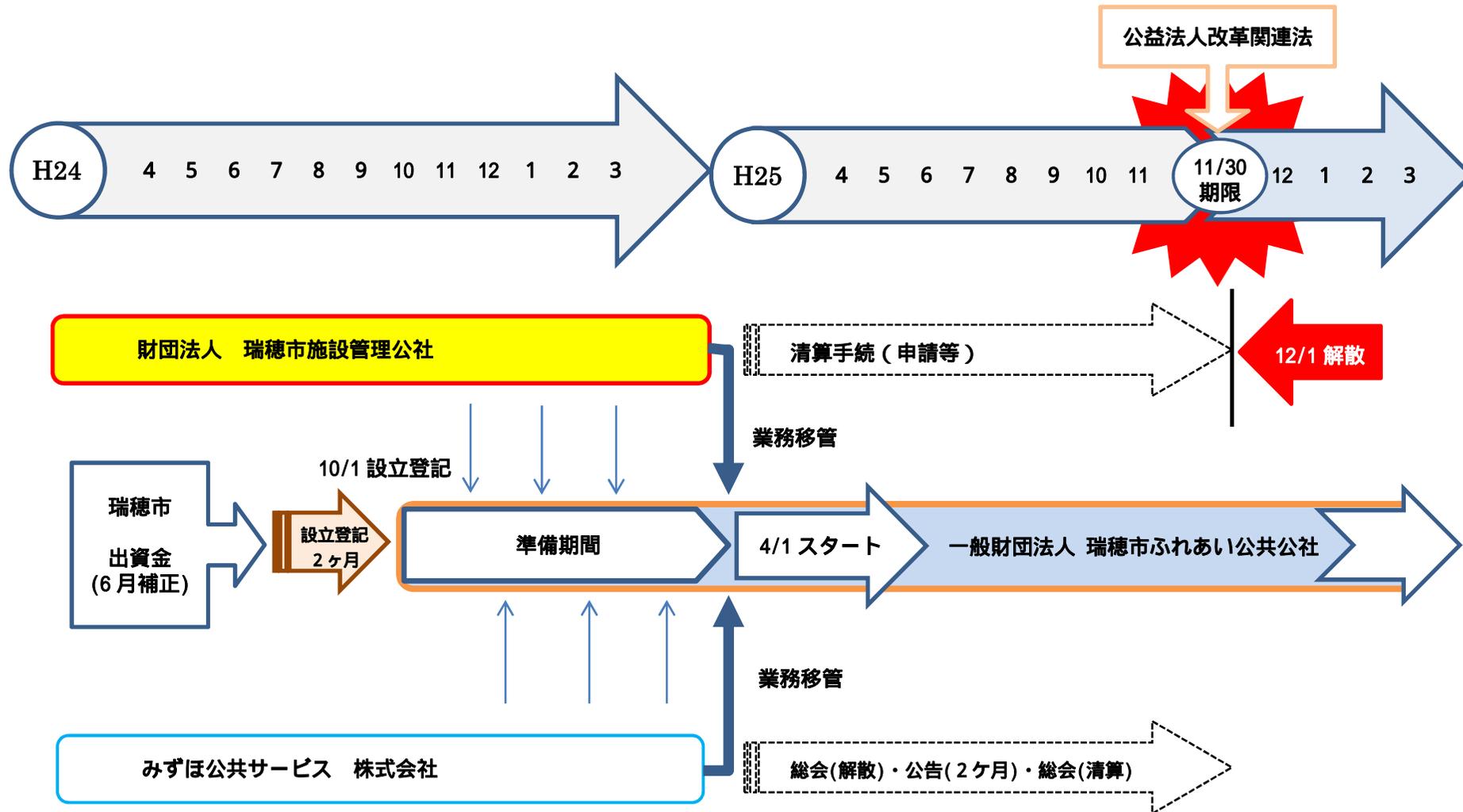


公益法人改革に係る一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社設立の流れ



(新)一般財団法人設立について

(1)趣 旨

公益法人制度改革に伴う(財)瑞穂市施設管理公社の公益財団法人化が極めて難しい為、新たに一般財団法人を設立して業務を移管するもの。

なお、従来からの懸案事項であるみずほ公共サービス(株)との統合も併せて図る。

(2)概 要

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(H18.6.2法律第48号)」

- ・その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得することができる。
- ・設立者は、設立時に3,000千円以上の財産を拠出。
- ・財団の目的は、その変更に関する規約を定款に定めない限り、変更不可。
- ・理事の業務執行を監督、かつ法人の重要な意思決定に参与する機関として評議員及び評議員会制度を創設。(理事会は、業務執行機関であり、評議員会は、理事の業務執行の承認を行う最高意思決定機関となる。)
- ・評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必置。
- ・理事、監事の選任については、評議員会の権限。
- ・理事会による評議員の選任、解任は不可。
- ・純資産額が2期連続して3,000千円を下回った場合は解散することとなる。
- ・設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは効力を有しない。

(3)手 順

定款の作成

設立時 評議員(10人) 設立時 理事(7人) 設立時 監事(2人)の選任

設立時 代表理事の選定

公証人による定款の認証

財産の拠出

設立登記

(4)日 程

7月	定款(案)策定	役員選任(案)
8月		役員選任
9月	定款策定 認証手続	出資金拠出
10月		設立登記(10/1)

(5)備 考 設立時事務局は企画財政課内に設置